

東京都障害者差別解消支援地域協議会と調整委員会（仮）及び相談機関（仮）のイメージ

	東京都障害者差別解消支援地域協議会	調整委員会（仮）	相談機関（仮）
おも ぎょうむ 主な業務	<p>○障害者差別の解消に係る事例共有 関係機関の連携等に関する事項</p> <p>○障害特性及び障害者への理解を促進 するための普及啓発・研修等に関する 事項</p> <p>○障害者差別解消法に係る取組に関する 事項</p> <p>○その他、障害者の差別解消及び障害 者の権利擁護に関する事項 等</p>	<p>○知事からのあっせんの付託に応じ、 紛争事案に係る事項の調査審議</p> <p>○紛争事案の解決のためのあっせん (案)の作成</p> <p>○知事に対して、事業者への勧告の 求めを行う</p> <p>○相談機関への助言 等</p>	<p>○障害者・その家族・その他の関係 者・事業者からの障害を理由と する差別に関する相談受付</p> <p>○事業者への助言、障害当事者と 事業者との調整</p> <p>○区市町村における相談対応の 支援</p> <p>○差別に係る相談の情報の収集 及び分析 等</p>
せっちこんきよ 設置根拠	障害者差別解消法第17条 / 要綱	障害者差別解消法第14条 / 条例	障害者差別解消法第14条 / 条例 条例
こうせいいん 構成員	<p>○学識経験者 ○当事者 ○医療 ○事業者</p> <p>○教育 ○法曹 ○福祉 ○区市町村等</p>	<p>○学識経験者 ○当事者 ○事業者</p> <p>○法曹 等</p>	<p>広域支援相談員</p> <p>(障害者施策推進部に設置予定)</p>
いいにんずう 委員人数 およ にんき 及び任期	<p>○人数の定めはなし。(現在は、35名)</p> <p>○任期は2年以内(現行の委員は、30年3月 31日まで)</p>	<p>○人数は条例にて規定予定</p> <p>○任期は2年を想定</p>	
こうせいいん 構成員 みぶん 身分		知事の附属機関委員(特別職の地方 公務員)	非常勤職員(一般職の地方 公務員)
かいさいひんど 開催頻度	年2～3回	<p>・知事があっせんを付託した場合</p> <p>・定例会(年1～2回)</p>	